

青森市企業局指名停止業者

(令和4年9月20日付)

1 指名停止業者

大研工業(株) 代表取締役 洞内 麗子

2 指名停止期間

令和4年9月21日から令和5年9月20日まで(12箇月間)

※指名停止期間については、青森市企業局指名競争入札参加資格業者指名停止要領別表1第3号(契約違反)の規定を適用し、12箇月間とした。

3 指名停止理由

大研工業(株)は、令和4年7月7日に本市企業局と契約締結した「原別四丁目・五丁目(沼川東側)地区配水管更新工事」において、令和4年9月12日に付けで契約解除の申出書を提出し、自らの責に帰する理由により工事請負を実施する見込みが明らかでないこと認められることから、令和4年9月15日付けで、本市企業局は、「青森市工事請負契約標準約款」第41条の2第1項第9号の規定に基づき、当該契約を解除した。

このことは、青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領別表1第3号に掲げる措置要件に該当すると認められることから、指名停止の措置を行うものである。